

条例の対象となる施設

- ◇ 都市施設(整備基準への適合努力義務がある施設)
- ◇ 特定都市施設(都市施設のうち、新設または改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の様式替え又は用途変更)の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ工事着工前の届出が必要な施設)

	都 市 施 設		特定都市施設
建 築 物 (小規模建築物を含む。)	1 学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	すべて
	2 医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局	すべて
	3 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	1,000㎡以上
	4 集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含む。一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの)、公会堂	すべて
		集会場(冠婚葬祭施設を含む。すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの)	1,000㎡以上
		公民館など	200㎡以上
	5 展示施設等	展示場、自動車展示場など	1,000㎡以上
	6 物品販売業を営む店舗等	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど	すべて
		卸売市場	2,000㎡以上
	7 宿泊施設	ホテル、旅館など	1,000㎡以上
	8 事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべて
		事務所(他の施設に附属するものを除く。)	2,000㎡以上
	9 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿など	2,000㎡以上
	10 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて
	11 運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場など	1,000㎡以上
	12 文化施設	博物館、美術館、図書館など	すべて
	13 公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1,000㎡以上
	14 飲食店等	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など	すべて
		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	1,000㎡以上
	15 サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店など	すべて
	16 工業施設	工場など	2,000㎡以上
	17	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべて
18 自動車関連施設	駐車場	500㎡以上	
	自動車修理工場、自動車洗車場	200㎡以上	
	ガソリンスタンド	すべて	
	自動車教習所	1,000㎡以上	
19 公衆便所	公衆便所	すべて	
20 公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上	
21 地下街	地下街など	2,000㎡以上	
22 複合施設	1から21の施設の複合建築物	2,000㎡以上	
道 路	道路	道路法による道路	すべて
公 園	公園等	都市公園、児童遊園、都立霊園、その他都立及び区市町村立公園など	すべて
公 共 交 通 施 設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて
路 外 駐 車 場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物以外のもの		500㎡以上